

地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について（令和8年度当初予算分）

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられました。また、令和元年10月からは、食料品などの軽減税率が適用されるものを除き8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収部分については、地方税法第72条の116第2項の規定により、社会保障施策に要する経費に充当することとされ、その用途を明確化することが求められています。

令和8年度一般会計予算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	338,727 千円
(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	2,586,129 千円

区分	事業費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	1,785,750	1,120,489	57,742	205,547	401,972
社会保険	777,722	127,524	0	127,192	523,006
保健衛生	22,657	3,833	2,037	5,988	10,799
合計	2,586,129	1,251,846	59,779	338,727	935,777